

「奈良市特殊勤務手当」に関する提言

平成24年7月2日

奈良市特殊勤務手当検討委員会

目 次

1 はじめに	1頁
2 奈良市の特殊勤務手当について	2頁
3 検討の経緯について	5頁
4 提言	6頁
5 おわりに	11頁

(別表) 判定一覧表、判定総括表

1 はじめに

(1) 本委員会について

奈良市特殊勤務手当検討委員会（以下、「本委員会」という）は、奈良市（以下、奈良市のことを単に「市」と呼ぶことがある）が職員に支給している給与のひとつである特殊勤務手当（以下、単に「手当」と呼ぶことがある）について、その本来的な制度的趣旨に照らし抜本的に再検討を行うことを目的として、平成24年4月23日に設置された。本委員会は、社会経済情勢の変化や市民感覚、他都市との均衡等を踏まえつつ、当該手当を支給することの必要性や支給基準の妥当性等について、7回にわたり会合を開き検討を重ねた。

本提言書は、その結果を取りまとめたものである。なお、本委員会の開催経過は下記のとおりである。

回	開催日	主な検討事項
1	平成24年4月27日	本委員会公開要領の制定、特殊勤務手当制度の説明等
2	平成24年5月27日	特殊勤務手当評価シートによる検討と一次判定
3	平成24年6月 4日	環境部等にかかる手当内容と対象業務のヒアリング
4	平成24年6月 8日	環境部にかかる対象業務の現場視察とヒアリングに基づく二次判定
5	平成24年6月15日	消防局等にかかる手当内容と対象業務のヒアリングに基づく二次判定、提言書イメージの確認
6	平成24年6月25日	提言内容の検討
7	平成24年7月2日	提言内容の確認

(2) 本委員会発足の経緯

奈良市においては、平成14年度の包括外部監査において、ごみ処理事業に係る特殊勤務手当について改善要求がなされ、平成18年度に奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例を制定することにより改定を行ったところであるが、その後も、本来の特殊

勤務手当の制度的趣旨、市民感覚、奈良市の財政状況等からみた各手当の適切性や妥当性を再検証する課題は残されたままであった。にもかかわらず、特殊勤務手当に関する市当局による見直し作業や議会での改革議論は今日まで進まなかった。このような状況の中、平成24年3月議会において、中核市の中でも高い支給額水準にあり、特殊勤務手当支給額全体の約7割を占めている環境部にかかる手当について、その支給単価を一律50%カットするとの内容で条例改正案が提出された。その際、特殊勤務手当の見直し自体については、概ねの理解が得られたものの、「環境部のみが対象となる根拠を示していない」、「労組が反対しており拙速」、「業務改善などと一体的に見直すべき」などの理由から本条例改正案は否決された。

このことを踏まえ、仲川市長から「外部の視点を入れながら特殊勤務手当全般について、24年度前半までに議論し答えを出す。」との方針が示されたことを受けて、本委員会が設置された。

2 奈良市の特殊勤務手当について

	手当の名称	手当の内容・支給対象者等	支給基準	支給額	支給対象所属	H23年度年間支給件数	H23年度年間総額(千円)
1	奨励手当	債権整理、差押え等の強制執行に従事した職員	1件	250円	滞納整理課、債権整理課、国保年金課、福祉医療課、介護福祉課、	205	51
2	行旅病人処理手当	行旅病人の収容に従事した職員	1件	700円	保護第一・二課	0	0
3	行旅死亡人処理手当	行旅死亡人の収容に従事した職員	1件	1,500円	保護第一・二課	0	0
4	往診手当	往診の業務に従事した医師である職員	1件	診療報酬により算出した往診料の半額	病院事業課	0	0
5	火葬作業手当	火葬作業に従事する職員	日額	1,000円	生活環境課(東山霊苑火葬場)	695	692
6	清掃勤務手当	環境部門に勤務する事務職員及び技術職員	日額	250円	企画総務課、リサイクル推進課、収集課、まち美化推進課、環境清美工場、土地改良清美事務所、施設課	527	1,740
7	し尿処理作業手当	し尿処理業務に従事する職員	日額	540円	企画総務課(衛生浄化センター)	0	0

8	美化清掃業務手当	道路清掃に勤務する技能職員及び業務職員	日額	1,000円	まち美化推進課	5,866	5,864
9	廃棄物等処理作業手当	廃棄物又は再生資源の収集、運搬又は処分の作業に従事する技能職員、業務職員及び技術職員	日額	540円～1,000円	リサイクル推進課、収集課、環境清美工場、土地改良清美事務所	51,438	49,712
10	大型ごみ業務手当	大型ごみの収集作業に従事した技能職員及び業務職員	1回	1,500円	まち美化推進課	9,357	14,036
11	廃棄物等現場指導業務手当	廃棄物処理施設又は廃棄物が不法投棄されている現場等において、検査、指導又は監視業務に従事した職員	日額	500円	企画総務課、環境清美工場	35	11
12	動物死体収集作業手当	動物死体収集作業に従事した職員	日額	800円	収集課	626	441
13	大型特殊自動車等運転手当	大型特殊自動車等の運転業務に従事した職員	日額	500円	リサイクル推進課、環境清美工場、土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所含む）、道路維持課（土木管理センター）	12,166	4,619
14	環境検査手当	水質又は大気に関する試験又は検査業務に従事する職員	日額	250円	保健・環境検査課	1,303	308
15	下水処理作業手当	下水処理作業に従事する職員	日額	1,000円	下水道維持課	462	461
16	道路舗装等作業手当	道路の舗装、補修等の作業に従事する職員	日額	1,000円	道路維持課（土木管理センター）	1,556	1,556
17	夜間業務手当	正規の勤務として夜勤の業務に従事した職員	1回	1,000円	管財課、環境清美工場	2,913	2,913
18	過重作業手当（清掃）	担当区域外の廃棄物又は再生資源の収集作業に従事した職員・通常の業務を大きく上回る作業に従事した業務職員	勤務一回もしくは日額	1500円～5,250円	リサイクル推進課、収集課、まち美化推進課、環境清美工場、土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所含む）、道路維持課（土木管理センター）、下水道維持課	63,189	149,783
18-1	過重作業手当（教育）	学校で樹木の伐採等に従事した業務職員	1回	250円	教育総務課（小学校、幼稚園）	1,046	260
19	危険手当	消防業務に従事する消防吏員	日額	250円	消防局	76,127	19,032
20	消防技術手当	消防長が選定した1級（甲種など）・2級（乙種など）機関員で消防業務に従事した職員	1回	100円～150円	消防局	17,937	2,309
21	救助手当	救助作業又は救助訓練に従事した消防吏員	1回	150円	消防局	8,023	1,220

22	救急手当	救急業務に従事した消防吏員	1件	100円～510円	消防局	48,618	8,939
23	水火災出動手当	水火災現場に出動した消防吏員	1件	150円	消防局	5,419	813
24	消防調査手当	火災原因調査に従事した消防吏員	1件	100円	消防局	976	98
25	消防夜間業務手当	夜間に通信業務、受付業務等に従事した消防吏員	1回	300円	消防局	35,028	10,508
26	保育手当	保育園に勤務する保育士	日額	250円	保育課（保育園）	68,910	17,215
27	外務手当	調査（保護・介護など）、現場監督・用地補償・測量調査その他のために外勤した職員	日額	340円	市民税課、資産税課、納税課、滞納整理課、債権整理課、技術監理課、病院事業課、国保年金課、人権政策課、福祉医療課、保護第一課、保護第二課、介護福祉課、農林課、JR奈良駅周辺整備事務所、西大寺駅周辺整備事務所、公園緑地課、開発指導課、建築指導課、土木管理課、道路維持課、道路建設課、街路課、下水道総務課、下水道維持課、下水道建設課、河川課、営繕課、住宅課	16,107	4,207
28	災害復旧業務手当	災害の復旧業務に従事した職員	日額	600円	災害復旧に従事した課（人事課等）	1,608	939
29	年末年始勤務手当	12月29日から翌年の1月3日までの日に正規の勤務または時間外・休日等の勤務をした職員	日額	7,900円	年末年始に勤務した課（企画総務課、消防局等）	2,391	18,842
29-1	〃	年末年始に宿直又は日直勤務をした職員	1回	2,500円	年末年始に勤務した課（人事課等）	0	0
29-2	〃	年末年始に常直勤務をした職員	日額	1,300円	年末年始に勤務した課（保育課等）	0	0
30	産業医手当	産業医として勤務した医師である職員	1回	2,000円	人事課	240	480
合 計						432,768	317,049

3 検討の経緯について

(1) 判定基準について

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条に、「手当は、著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事した職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。」と規定されている。すなわち、特殊勤務手当は、著しく困難、危険、不快又は不健康な勤務その他の通常でない勤務であることと併せて、その特殊性を給料で考慮することが適当でない場合に支給できるものとなっている。

給料は、国の給与法において「その職務の複雑、困難及び責任の度に基つき、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。」と規定されていることから、勤務の特殊性についても給料で考慮することが原則であって、例外としてこの特殊勤務手当が考えられていることになる。

そこで、本委員会においては、手当の見直しを図るに際して、以下の2点を判定の基準とした。

- ①本来の制度的趣旨に照らし、特殊勤務手当としての妥当性があるか。
- ②奈良市の特殊勤務手当の現状は、市民の理解が得られる内容となっているか。

(2) 検討の経緯

本委員会は、提言をまとめるまでの間、一つひとつの手当について、一次判定・二次判定・最終判定の3つのステップをもって、前述した2つの基準に照らして「存続」・「見直し」・「廃止」の3つに分けて判定を行った。

まず、各担当課が個々の手当ごとに作成した「評価シート」や中核市等の状況をまとめた参考資料に基づき、事前に各委員が各自で判定したものを持ち寄り、一つひとつについて合同で審議した後、その結果を一次判定としてまとめた。この一次判定は、委員間における判定基準の平準化と当該段階での問題点等の共有化に資するためのものでもあった。次に、評価シートだけでは手当の支給対象業務の内容が理解しにくいもの等について、担当課のヒアリングや現場視察を実施し、より詳細に審議検討した結果を二次判定としてまとめた。そして最後に、二次判定を基に手当としての妥当性や全体的な判定のバランス等を再度検討し、その結果をもって最終判定とした。

4 提言

本委員会は、審議の結果、次のとおり提言する。

奨励手当は、その職務の困難性や精神的ストレスは特殊勤務手当の対象として考慮されるべきものであり、通常業務の範囲を超えた特殊性があることから、存続すべきである。なお、1件につき250円という支給額についても、その困難性やストレスの度合いに見合ったものに見直す必要があると考える。

行旅病人処理手当は、精神的・肉体的負担が大きくその職務の困難性や精神的ストレスは特殊勤務手当の対象として考慮されるべきものであり、通常業務の範囲を超えた特殊性があることから、存続すべきである。

行旅死亡人処理手当も同様に、精神的・肉体的負担が大きくその職務の困難性や精神的ストレスは特殊勤務手当の対象として考慮されるべきものであり、通常業務の範囲を超えた特殊性があることから、存続すべきである。

火葬作業手当は、東山霊苑火葬場に勤務する火夫に対する手当であるが、火夫として採用された職員による当該業務が、その職に求められる範囲を超えているとはいえず廃止すべきである。

清掃勤務手当は、環境部門に勤務する事務職員および技術職員を支給対象としているが、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。

し尿処理作業手当は、衛生浄化センターに勤務する技術職員を支給対象としているが同センターを視察した結果、衛生上特別配慮すべき事情は見受けられなかったことから通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。

美化清掃業務手当は、まち美化推進課に勤務する技能職員及び業務職員を支給対象としているが、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。

廃棄物等処理作業手当は、リサイクル推進課をはじめ4つの課を支給対象としている。まずリサイクル推進課の業務については、視察の結果、作業負担の大きい仕事であるとの認識は持ったが、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいいがたく廃止すべきである。なお、同課がビンの分別収集とその処理について業績をあげていることに対しては、表彰など何らかの形で市は別途評価する措置を講じるべきであるとともに、作業環境の改善が必要なものについては、市として当然に対応すべきである。収集課の業務については、危険性が全く無いわけではないが、特に危険な作業があれば安全措置を講じて対処すべきものであり、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。環境清美工場の業務については、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえないことと、過重手当と重複支給となっていると判断できることから廃止すべきである。最後に土地改良清美事務所の業務についても、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。

大型ごみ業務手当は、まち美化推進課に勤務する技能職員および業務職員のうち、担当業務以外の大型ごみ収集作業に従事した職員を支給対象とした手当である。いわゆるノルマ制が敷かれており、当該ノルマを超える業務に従事した職員に特殊勤務手当を支払うという趣旨であるが、そのこと自体が特殊勤務手当の制度的趣旨に合致していないことと併せて、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。

廃棄物等現場指導業務手当は、その検査・指導のための展開検査は危険であり、業者への指導に際しても相当のストレスがかかると考えられることから、通常業務の範囲外であるとして、存続すべきである。なお、1日につき500円という支給額についても、その危険性やストレスの度合いに見合ったものに見直す必要があると考える。

動物死体収集作業手当は、当該業務自体が著しく不快であり、特殊勤務手当の制度的趣旨に合致していることから存続すべきである。

大型特殊自動車等運転手当は、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。

環境検査手当は、その業務内容から、保健所から新設手当として要望のある有害物等取扱業務手当と統合して見直すべきである。

下水処理作業手当は、業務内容によっては特殊性を有するものも見受けられるため、同課の業務を対象とした過重作業手当と併せて、内容を精査したうえで、その業務の特殊性に着眼のうえ見直しを図るべきである。また、支給方法については、日額設定から出勤回数によるものに変更すべきである。

道路舗装等作業手当は、道路の舗装・補修等の作業環境について、その大半が深夜にわたる作業であるとか、暴風雨などの気象警報発令時での作業など、特殊性のあるものに限定するなどの精査を行うべきである。

夜間業務手当は、超過勤務手当と重複支給となっていることと併せて、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。

過重作業手当は、リサイクル推進課をはじめ8つの課を支給対象としている。まず、リサイクル推進課・収集課・まち美化推進課の業務については、ノルマ制を敷いたうえで、当該ノルマを超える業務に従事した職員に特殊勤務手当を支払うということ自体が特殊勤務手当の制度的趣旨に合致していないことと併せて、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。しかしながら、ノルマを超える作業について作業量・労働環境・職場環境などに関して改善すべき点があるとなれば、職員の増員を図るなど市当局として積極的に改善策を講じるべきである。環境清美工場の業務については、その内容から過重作業手当としては廃止すべきである。土地改良清美事務所の業務については、その内容から過重作業手当としては廃止すべきである。道路維持課の業務については、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。下水道維持課の業務については、同課の業務を対象とした下水処理作業手当と併せて、その内容を精査したうえで、その業務の特殊性に着眼のうえ見直すべきである。最後に、教育総務課の業務については、市立学校または幼稚園に勤務する技能職員及び業務職員が、おおむね10m以上の高所で樹木の剪定等の作業に従事した場合に支給することとしているが、その

危険度を考慮すれば学校等に勤務する技能職員及び業務職員の従事する業務としては甚だ疑問であり、しかるべきスキルを持った専門家に委託するなどの見直しを図るべきであると考え、その意味で廃止すべきである。

消防局にかかる特殊勤務手当のうち、危険手当については、具体的な業務の実働に応じた支給に見直す必要がある。また、見直しに際しては、特殊性の観点から、その業務の範囲について精査すべきである。

消防技術手当は、消防活動全般の中で考えた場合、当該業務の特殊性は見出しがたく、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。

救助手当は、救助という業務には危険性があり、消防職員の通常業務に比して特殊性は見出せるものの、訓練業務などの支給対象業務範囲の妥当性を精査し、水火災出動手当などと整理統合すべきである。なお、その支給金額についても、その危険性やストレスの度合いに見合ったものに見直す必要があると考える。

救急手当は、支給対象としている救急業務の範囲は限定されており、支給目的も理解できるものの、更なる支給対象業務の精査を行い、その適性について見直すべきである。

水火災出動手当は、危険手当など他の類似の手当と整理統合すべきである。なお、見直しに際しては、その支給対象業務について、更なる精査を加えるべきである。

消防調査手当は、調査業務全般に適用するのではなく、社会的影響が大きい火災事故などの重要な調査に従事した場合に限って支給するなど、その支給対象業務を精査すべきである。

消防夜間業務手当は、夜間勤務手当と重複支給となっていることと併せて、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえず廃止すべきである。

保育手当は、保育士が保育園に勤務した場合に日額支給されているものであり、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえ廃止すべきである。

外務手当のうち、保護第一課及び保護第二課の業務は、ケースワークのための訪問調査業務を支給対象としている。当該業務にかかる危険性や精神的ストレスは特殊勤務手当の対象として考慮されるべきものであり、通常業務の範囲外であるとして存続すべきであるとする。ただしその際には、訪問調査業務全般を対象とするのではなく、業務範囲を精査することが必要である。その他、国保年金課をはじめ19課を対象とした外務手当については、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえ廃止すべきである。

災害復旧業務手当は、通常業務の範囲を超えた特殊性を持った業務であり、存続すべきである。

年末年始勤務手当は、超過勤務手当と重複支給となっていることと併せて、通常業務の範囲を超えた特殊性があるとはいえ廃止すべきである。

以上が、既存の特殊勤務手当に関する本委員会の判定並びに判定意見である。なお、往診手当、市民税課・資産税課・納税課・滞納整理課・債権整理課・技術監理課・病院事業課・人権政策課にかかる外務手当、年末年始勤務手当（常直勤務をした職員を対象としたもの）、産業医手当については、支給対象所属課より事前に廃止の意向が示されていたため審議の対象外とした。

最後に、保健所から新設の特殊勤務手当として要望のある精神保健業務手当・防疫作業手当・診療業務手当・感染症患者訪問等業務手当・狂犬病予防等業務手当・有害物等取扱業務手当の6手当については、特殊勤務手当としては妥当であると判断するが、制度の趣旨に合致した支給範囲・支給方法・支給金額とすることが必要である。

5 おわりに

本委員会の提言は、奈良市の特殊勤務手当一つひとつについて、「存続」・「廃止」・「見直し」という判定を下したものである。これは、市として目指すべき方向性を示したものであり、支給対象業務や支給金額の変更・決定、ひいては廃止等にかかる経過措置のあり方など、改正に向けてのテクニカルな部分については細部にまでは言及していない。本委員会は、給料表や人員配置の問題など、個別の特殊事情や背景については斟酌しないとするスタンスで検討に臨んだ。

本提言の実現については、市当局の姿勢、今後の労使交渉、議会での審議に委ねざるをえない。また、市当局、労働組合、議会、職員、議員など、市政改革の責任を有する各団体・個人が、いまいちど特殊勤務手当に関する本来の制度的趣旨や市民感覚の水準に立ち返り、真摯な協議を行うことを願う。その結論については、市として市民に対して責任をもって説明するべきである。

今回の手当見直しは、行革目線で手当を削るという意味での単なる手当論ではない。本提言は適時な条例等の見直し、市民感覚、活発な議論、透明性確保、説明責任などの視点から、奈良市のガバナンス確立の一助になることを切に願う。

奈良市特殊勤務手当検討委員会

委員長 立命館大学政策科学部教授 森 裕之

委員 上智大学法学部准教授 楠 茂樹

委員 奈良市ごみ懇談会会長 倉本 みゆき

委員 公認会計士 松山 治幸

(別表) 判定一覧表

手当の名称		判定	H23年度年間支給件数	H23年度年間総額 (千円)
部	課			
1 奨励手当				
総務部	滞納整理課	存続	205	51
	債権整理課	存続		
市民生活部	国保年金課	存続		
保健福祉部	福祉医療課	存続		
	介護福祉課	存続		
2 行旅病人処理手当				
保健福祉部	保護第一課	存続	0	0
	保護第二課	存続		
3 行旅死亡人処理手当				
保健福祉部	保護第一課	存続	0	0
	保護第二課	存続		
5 火葬作業手当				
市民生活部	生活環境課(東山霊苑火葬場)	廃止	695	692
6 清掃勤務手当				
環境部	企画総務課	廃止	527	1,740
	リサイクル推進課	廃止		
	収集課	廃止		
	まち美化推進課	廃止		
	環境清美工場	廃止		
	土地改良清美事務所	廃止		
	施設課	廃止		
7 し尿処理作業手当				
環境部	企画総務課(衛生浄化センター)	廃止	0	0
8 美化清掃業務手当				
環境部	まち美化推進課	廃止	5,866	5,864
9 廃棄物等処理作業手当				
環境部	リサイクル推進課	廃止	51,438	49,712
	収集課	廃止		
	環境清美工場	廃止		
	土地改良清美事務所	廃止		
10 大型ごみ業務手当				
環境部	まち美化推進課	廃止	9,357	14,036
11 廃棄物等現場指導業務手当				
環境部	企画総務課	存続	35	11
	環境清美工場	存続		

12 動物死体収集作業手当				
環境部	収集課	存続	626	441
13 大型特殊自動車等運転手当				
環境部	リサイクル推進課	廃止	12,166	4,619
	環境清美工場	廃止		
	土地改良清美事務所	廃止		
建設部	道路維持課(土木管理センター)	廃止		
14 環境検査手当				
保健所	保健・環境検査課	見直し	1,303	308
15 下水処理作業手当				
建設部	下水道維持課	見直し	462	461
16 道路舗装等作業手当				
建設部	道路維持課(土木管理センター)	見直し	1,556	1,556
17 夜間業務手当				
総務部	管財課	廃止	2,913	2,913
環境部	環境清美工場	廃止		
18 過重作業手当(清掃)				
環境部	リサイクル推進課	廃止	63,189	149,783
	収集課	廃止		
	まち美化推進課	廃止		
	環境清美工場	廃止		
	土地改良清美事務所	廃止		
建設部	道路維持課(土木管理センター)	廃止		
	下水道維持課	見直し		
18-1 過重作業手当(教育)				
教育総務部	教育総務課	廃止	1,046	260
19 危険手当				
消防局	総務課	見直し	76,127	19,032
20 消防技術手当				
消防局	総務課	廃止	17,937	2,309
21 救助手当				
消防局	総務課	見直し	8,023	1,220
22 救急手当				
消防局	総務課	見直し	48,618	8,939
23 水火災出動手当				
消防局	総務課	見直し	5,419	813
24 消防調査手当				
消防局	総務課	見直し	976	98

別表2

25 消防夜間業務手当				
消防局	総務課	廃止	35,028	10,508
26 保育手当				
子ども未来部	保育課	廃止	68,910	17,215
27 外務手当				
市民生活部	国保年金課	廃止	16,107	4,207
保健福祉部	福祉医療課	廃止		
	保護第一課	見直し		
	保護第二課	見直し		
	介護福祉課	廃止		
観光経済部	農林課	廃止		
都市整備部	JR奈良駅周辺整備事務所	廃止		
	西大寺駅周辺整備事務所	廃止		
	公園緑地課	廃止		
	開発指導課	廃止		
	建築指導課	廃止		
建設部	土木管理課	廃止		
	道路維持課	廃止		
	道路建設課	廃止		
	街路課	廃止		
	下水道総務課	廃止		
	下水道維持課	廃止		
	下水道建設課	廃止		
	河川課	廃止		
	営繕課	廃止		
	住宅課	廃止		
28 災害復旧業務手当				
総務部	人事課	存続	1,608	939
29 年末年始勤務手当				
環境部	企画総務課	廃止	2,391	18,842
	リサイクル推進課	廃止		
	収集課	廃止		
	まち美化推進課	廃止		
	環境清美工場	廃止		
	土地改良清美事務所	廃止		
	施設課	廃止		
消防局	総務課	廃止		
29-1 年末年始勤務手当(宿直・日直勤務)				
総務部	人事課	廃止	0	0
a 精神保健業務手当				
保健所	保健予防課	新設を了承	0	0
b 防疫作業手当				
保健所	保健総務課	新設を了承	0	0

別表3

c 診療業務手当				
保健所	保健総務課	新設を了承	0	0
d 感染症患者訪問等業務手当				
保健所	保健予防課	新設を了承	0	0
e 狂犬病予防等業務手当				
保健所	生活衛生課	新設を了承	0	0
f 有害物等取扱業務手当				
保健所	保健・環境検査課	新設を了承	0	0
合 計			432,528	316,569

(注) 4 往診手当、27 外務手当(市民税課・資産税課・納税課・滞納整理課・債権整理課・技術監理課・病院事業課・人権政策課を対象としたもの)、29-2 年末年始勤務手当(常直勤務を対象としたもの)、30 産業医手当は判定対象としなかったため含んでいない。

判定総括表

	存続	見直し	廃止	合計
手当数	6	8	14 (2)	28 (2)
金額(千円)	1,442	33,880	281,247 (480)	316,569 (480)
金額比(%)	0.5%	10.7%	88.8%	100%

(注) 過重作業手当の中で下水道維持課対象分については、手当数は「廃止」に分類(金額は「見直し」に分類)した。外務手当の中で保護第一課・保護第二課対象分については、手当数は「廃止」に分類(金額は「見直し」に分類)した。また、カッコ内の数値は、審議対象外の往診手当、産業医手当についての参考表示であり、金額比については「廃止」欄で端数調整してある。